



## 「中華人民共和国税関輸出入貨物の商品分類管理規定」改訂版公布 新要件を満足する税関分類関連内部統制管理強化の必要性

### 概要：

- 2021年9月18日付で、改訂された「中華人民共和国税関輸出入貨物の商品分類管理規定」（公告2021年第252号、以下「税関分類管理規定」）が公布され、11月1日より施行される。
- 税関の商品分類は、税関が商品の監督管理を行う前提条件の一つであり、輸出入貨物に適用される関税率を決定する第一歩でもある。「税関分類管理規定」の改訂は、税関が税関の「放管服（行政簡素化と権限委譲、監督管理の強化、サービスの最適化）」改革、税関の化学分析機関の調整及び全国通関一体化改革のニーズに応えるものであり、またWTOの「貿易円滑化協定」の実施要件に則して、商品分類の正確性と統一性の実現に向けて重要な保証を提供するものでもある。
- 中国税関は、全力を挙げてクロスボーダー・ビジネス環境の最適化を推進し、分類管理などを強化することにより、総合的な税収ガバナンスを深化させ、租税徴収管理の質を向上させる。したがって、輸出入企業は、新規定を深く研究し、企業の税関分類業務に係る内部統制管理を強化し、税関の改革要件に適應する必要がある。

### 背景



現行の「分類管理規定」は2007年5月1日より、「税関の化学分析管理弁法」は2008年12月1日より施行されている。今回の改訂は、「税関法」「関税条例」の関連規定に基づき、主に既存の枠組み内で一部を調整・改善し、法規定の安定性を維持することを目的としている。

改訂された「税関分類管理規定」は、商品分類の管理範囲、法的根拠、管理要件などの調整と明確化に重点を置いている。「立法法」の要件に従い、現行の規則や公告に規定されている分類の事前裁定、補足申告、通関申告書の修正・撤回などについて、今回の改訂ではガイドライン的な説明を行うことにより、法規の内容をよりシンプルかつ明確にした。

#### 具体的な改訂内容

公告 2021 年第 252 号	重要な追加・改訂内容
第 2 条 税関分類の定義	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸出入貨物に関連する国家基準や業界基準などを商品分類の参考にできることを追加</li> </ul>
第 8 条 税関分類の調査権	<ul style="list-style-type: none"> <li>要求される資料には、外国語資料の中国語訳の提供、かつその訳文に対して責任を負うべきことを追加</li> </ul>

第 10 条 企業秘密に係る情報の税関調査権と守秘義務	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業秘密に係る資料として、未開示情報やビジネス上の機密情報を追加</li> <li>税関に事前申請しなければならない制限を撤廃し、書面の形で税関に機密保持を要請し、かつ機密保持の内容の明記を明確にした</li> </ul>
第 11 条 税関が化学分析、検査などを通じて分類を決定する（新規追加）	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じて、税関は「中華人民共和国輸出入税則」、「輸出入税則商品及び品目注釈」、「中華人民共和国輸出入税則本邦サブアイテム注釈」、及び国家基準、業界基準、並びに税関の化学分析方法などに基づき、輸出入貨物の属性、成分、含有量、構造、品質、仕様などに対して化学分析・検査を行い、その結果を商品分類の根拠にできることを追加</li> </ul>
第 12-17 条 サンプルの化学分析に係る規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の「税関化学分析管理弁法」の内容を取り入れた</li> </ul>
第 20 条 商品分類に係る行政裁定、事前裁定	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の弁法の第 15 条から第 19 条までの事前分類に関する規定を削除</li> <li>分類に係る行政裁定及び事前裁定は、関連規定に従って処理する必要がある（事前裁定管理暫定弁法など）</li> </ul>
第 23 条 分類決定の修正（新規増加）	<ul style="list-style-type: none"> <li>税関総署が商品分類の決定を修正する必要があると判断した場合、適時に修正し、公表しなければならない</li> </ul>

## KPMGの所見



「税関分類管理規定」の改訂は、税関の分類業務をさらに統一し、企業により良好なビジネス環境を提供できる。例えば、新規定は、既存の「税関分類管理規定」及び「税関の化学分析管理弁法」を基に改訂し、法規内容の正確性と統一性が向上した。また、税関の監督管理業務が国際貿易という特殊な環境に対応する特徴を受けて、輸入業者が外国語資料の中国語訳を提供できる規定を追加し、企業の便宜に配慮した。更に、税関分類において企業秘密に係る資料の範囲に、未開示情報やビジネス上の機密情報を追加することにより、より商習慣に沿うものとなり、商業界と税関との連携を容易にし、関連企業の利益保障にとって有益である。

改訂された「税関分類管理規定」は、既存の規定と比較して、国家基準や業界基準などを商品分類の参考にできることを初めて明確にしたなど、いくつかの画期的な点がある。税関と検査検疫が合併した後、品質検査が税関の監督管理業務の新たな重点となり、税関の分類業務において、関連基準の参考は税関が輸出入の正常な秩序の維持に新たな根拠を提供する。また、商品分類の認定において、商品の特徴に関して、企業と税関は往々として異なる見解を示すことがある。国家基準や業界基準などの導入は、企業が実際の状況に基づき、業界の特徴という観点から、税関に対してより適切な説明を行うための法的根拠を提供し、企業及び関連業界の利益をよりよく保障できる条件を整えた。

## KPMGのご提案



輸出入企業は、新規定の内容を深く理解し、自社の税関分類業務を強化する必要がある。

新規定は、国家基準や業界基準の導入など、いくつかの新しい規則を導入しているため、企業は早急に新しいルールを理解する必要がある。企業はまた新しい規則を積極的に適用することができる。例えば、新規定では、必要に応じて、化学分析や検査の結果を商品分類の根拠として使用することを明確にしている。商品分類に関して、税関との間で齟齬が生じた場合、企業は税関分類結果の科学性を高めるために、化学分析や検査を要求できる。また、企業は税関が求める化学分析や検査が不要であると考えられる場合、通関の時間コストを削減するために、法に則り要請する必要がある。商品分類には比較的高い専門性を求められるため、企業は積極的に第三者の専門機関と提携し、そこから専門的なアドバイスを得て、自社の正当な権利と利益を確保することができる。

新規定は、税関がクロスボーダー・ビジネス環境を最適化するための努力であると同時に、企業は、税関の通関改革により、企業の

法令遵守の強化をより強く求められていることを認識する必要がある。企業は、税関分類などの問題に関して、年度税関業務の内部監査の強化など、第三者の専門機関と積極的に提携したヘルスチェックの実施などを通じて、輸出入業務の通関申告に係る問題点を適時に特定し、適切な解決案を検討し、適時に是正して、潜在的な税関業務リスクを軽減する必要がある。

情報化管理ツールを導入し、分類管理のレベルと効果を向上させる。KPMGは、インテリジェントな分類管理プラットフォーム KPMG Customs Classification Platform (KCCP) を開発した。同プラットフォームは、分類に係る参考用データを提供し、複数データの一括審査及びユーザーによる分類結果の再確認・審査承認と操作証跡に対応でき、企業内部の分類プロセスを改善する。加えて、同プラットフォームは、ユーザーによるオンライン問い合わせにも対応し、KPMGの通関業務チームが分類結果を鑑定し、分類に係るアドバイスを提供する。グループ企業の場合、同プラットフォームは、グループ分類業務の一元管理に対応でき、全体的なコントロールを可能にする。同プラットフォームは、企業が輸出入商品の分類プロセス、データ及びその他の関連情報を正確かつ効率的に管理することをサポートできる。

積極的に事前裁定制度を活用し、分類管理の規範化と確実性を向上させる。適時に商品分類の事前裁定を実施し、原価計算を事前に実施できるよう商品の税率を確認し、事前に業務計画を立案するために監督管理の要件を明確にするとともに、商品分類に係る紛争に起因する税関の検査・査察リスクを効果的に回避する。商品分類の事前裁定申請に先立ち、企業は紛争を事前に分析・分類し、前もって事前裁定の影響を定量的に評価されるよう提案する。事前裁定の申請にあたり、乱雑な製品情報や情報の混同が分類結果に影響しないよう、製品情報が明確であるか、分類に必要な情報が強調されているかに注意しなければならない。事前裁定を申請した後、税関と適時にコミュニケーションを取り、誤解を生じさせないよう適時に説明し、不利な結果につながることを回避されるよう提案する。企業には、第三者の専門機関と提携し、外部の力を十分に活用し、専門家チームの支援を得て、合理的な商品分類事前裁定決定書を取得されるよう提案する。



## お問合せ先

### 華北地域

#### Takabe Ichiro 高部 一郎

Partner パートナー

Email: [ichiro.takabe@kpmg.com](mailto:ichiro.takabe@kpmg.com)

Tel: +86 (21) 2212 3403

#### Li Lisa 李輝

Partner パートナー

Email: [lisa.h.li@kpmg.com](mailto:lisa.h.li@kpmg.com)

Tel: +86 (10) 8508 7638

### 華西・華東地域

#### Takabe Ichiro 高部 一郎

Partner パートナー

Email: [ichiro.takabe@kpmg.com](mailto:ichiro.takabe@kpmg.com)

Tel: +86 (21) 2212 3403

#### Xu Jie 徐潔

Partner パートナー

Email: [jie.xu@kpmg.com](mailto:jie.xu@kpmg.com)

Tel: +86 (21) 2212 3678

#### Wang Zhewei 王哲蔚

Partner パートナー

Email: [zhewei.wang@kpmg.com](mailto:zhewei.wang@kpmg.com)

Tel: +86 (21) 2212 2717

#### Morimoto Tadashi 森本 雅

Partner パートナー

Email: [tadashi.morimoto@kpmg.com](mailto:tadashi.morimoto@kpmg.com)

Tel: +86 (21) 2212 2322

#### Hayashida Hironori 林田 弘徳

Partner パートナー

Email: [hironori.hayashida@kpmg.com](mailto:hironori.hayashida@kpmg.com)

Tel: +86 (21) 2212 2286

#### Mokuta Masakazu 空田 正和

Partner パートナー

Email: [masakazu.mokuta@kpmg.com](mailto:masakazu.mokuta@kpmg.com)

Tel: +86 (21) 2212 2247

### 華南地域

#### Inanaga Shigeru 稲永 繁

Partner パートナー

Email: [shigeru.inanaga@kpmg.com](mailto:shigeru.inanaga@kpmg.com)

Tel: +86 (20) 3813 8109

#### Chen Vivian 陳蔚

Partner パートナー

Email: [vivian.w.chen@kpmg.com](mailto:vivian.w.chen@kpmg.com)

Tel: +86 (755) 2547 1198